

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 訪問介護（第3条—第9条）</p> <p><u>第2節 共生型訪問介護（第9条の2・第9条の3）</u></p> <p><u>第3節 基準該当訪問介護（第10条—第13条）</u></p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節 指定通所介護（第30条—第34条）</p> <p><u>第2節 共生型通所介護（第35条—第39条）</u></p> <p>第3節 基準該当通所介護（第40条）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定短期入所生活介護（第45条—第52条）</p> <p>第2節 ユニット型指定短期入所生活介護（第53条—第56条）</p> <p><u>第3節 共生型短期入所生活介護（第56条の2・第56条の3）</u></p> <p><u>第4節 基準該当短期入所生活介護（第57条—第60条）</u></p> <p>第10章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 訪問介護</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>第2節 <u>共生型訪問介護</u></p> <p><u>（共生型訪問介護の基準）</u></p> <p><u>第9条の2 条例第40条の3第1号の規則で定める数は、指定居宅介護事業所（同号に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護（同条に規定する重度訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（条例第40条の3に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この条において「指定居宅介護事業所等」という。）が提供する指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 訪問介護（第3条—第9条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第2節 基準該当訪問介護（第10条—第13条）</u></p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節 指定通所介護（第30条—第34条）</p> <p>第2節 <u>削除</u></p> <p>第3節 基準該当通所介護（第40条）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定短期入所生活介護（第45条—第52条）</p> <p>第2節 ユニット型指定短期入所生活介護（第53条—第56条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第3節 基準該当短期入所生活介護（第57条—第60条）</u></p> <p>第10章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 訪問介護</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p>総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。第35条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護の利用者の数を指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数とする。</p> <p>第9条の3 前条に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、第3条（第1項を除く。）及び第5条から第9条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第3条第2項を除く。）中「指定訪問介護」とあるのは「共生型訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、第3条第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護（）」とあるのは「共生型訪問介護（）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型訪問介護を」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス並びに」とする。</p> <p>第3節 基準該当訪問介護 第10条～第13条 略 第7章 通所介護 第1節 指定通所介護 第30条～第34条 略 第2節 共生型通所介護 （共生型通所介護の基準） 第35条 条例第98条第1号の規則で定める数は、指定生活介護事業所（同号に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定機能訓練事業所（同号に規定する指定機能訓練事業所をいう。）、指定生活訓練事業所（同号に規定する指定生活訓練事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（同号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（同</p>	<p>(新設)</p> <p>第2節 基準該当訪問介護 第10条～第13条 略 第7章 通所介護 第1節 指定通所介護 第30条～第34条 略 第2節 削除 (新設)</p>

改正案	現行
<p>号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。) (以下この条において「指定生活介護事業所等」という。) が提供する指定生活介護 (指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護をいう。)、指定機能訓練 (指定障害福祉サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定機能訓練をいう。)、指定生活訓練 (指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定生活訓練をいう。)、指定児童発達支援 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年長野県条例第66号) 第4条に規定する指定児童発達支援をいう。) 又は指定放課後等デイサービス (同条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。) (以下この条において「指定生活介護等」という。) の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数とする。</p>	
<p>第36条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の運営の基準は、第32条、第33条及び第34条 (第5条、第6条及び第8条の規定を準用する部分に限る。) に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」とする。</p>	(新設)
<p>第37条から第39条まで 削除</p> <p>第3節 基準該当通所介護</p> <p>第40条 略</p> <p>第9章 短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定短期入所生活介護</p> <p>第45条～第52条 略</p> <p>第2節 ユニット型指定短期入所生活介護</p> <p>第53条～第56条 略</p> <p>第3節 共生型短期入所生活介護</p> <p>(共生型短期入所生活介護の基準)</p>	<p>第35条から第39条まで 削除</p> <p>第3節 基準該当通所介護</p> <p>第40条 略</p> <p>第9章 短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定短期入所生活介護</p> <p>第45条～第52条 略</p> <p>第2節 ユニット型指定短期入所生活介護</p> <p>第53条～第56条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第56条の2 条例第153条の3第1号の規則で定める数は、指定短期入所事業所 (同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。) が提供する指定短期入所 (同条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。) の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所</p>	

改正案	現 行
<p><u>生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数とする。</u></p> <p><u>2 条例第153条の3第2号の規則で定める面積は、9.9平方メートルに指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。</u></p> <p><u>第56条の3 前条に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の運営の基準は、第48条から第51条まで及び第52条（第5条、第6条及び第8条の規定を準用する部分に限る。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定短期入所生活介護」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所」とする。</u></p> <p>第4節 基準該当短期入所生活介護 第57条～第60条 略</p>	<p>第3節 基準該当短期入所生活介護 第57条～第60条 略</p>

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定介護予防短期入所生活介護（第41条—第48条）</p> <p>第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第49条—第52条）</p> <p>第3節 共生型介護予防短期入所生活介護（第52条の2・第52条の3）</p> <p>第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第53条—第57条）</p> <p>第10章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>第41条～第48条 略</p> <p>第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>第49条～第52条 略</p> <p>第3節 共生型介護予防短期入所生活介護</p> <p>（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）</p> <p>第52条の2 条例第135条の3第1号の規則で定める数は、指定短期入所事業所（同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。）が提供する指定短期入所（同条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数とする。</p> <p>2 条例第135条の3第2号の規則で定める面積は、9.9平方メートルに指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。</p> <p>第52条の3 前条に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の運営の基準は、第44条から第47条まで及び第48条（第14条第2項及び第14条の2の規定を準用する部分を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定介護予防短期入所生</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定介護予防短期入所生活介護（第41条—第48条）</p> <p>第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第49条—第52条）</p> <p>（新設）</p> <p>第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第53条—第57条）</p> <p>第10章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節 指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>第41条～第48条 略</p> <p>第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>第49条～第52条 略</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>活介護」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」とする。</p> <p>第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護 第53条～第57条 略</p>	<p>第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護 第53条～第57条 略</p>